

令和8年度 愛媛労働局行政運営方針 (愛媛労働局のとりくみ)

すべての人がいきいきと働くえひめを目指して



- I** 賃上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援……P1~2
 - 1. 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援
- II** リ・スキリング、労働移動の円滑化の推進……P3~5
 - 1. リ・スキリングによる能力向上支援
 - 2. 成長分野等への労働移動の円滑化
- III** 人手不足対策……P6
 - 1. 人手不足対策
- IV** 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組……P7~18
 - 1. 多様な人材の活躍促進
 - 2. 女性活躍推進に向けた取組促進等
 - 3. 総合的なハラスメント防止対策の推進
 - 4. 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進
 - 5. 安全で健康に働くことができる環境づくり



愛媛労働局

労働基準監督署・ハローワーク
(公共職業安定所)



愛媛労働局公式HP



愛媛労働局公式
チャンネルYouTube



I 賃上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援

(1) 賃金の引き上げに取り組む企業等への支援

生産性向上（設備・人への投資等）や非正規雇用労働者の処遇改善等を通じ、賃上げを支援します。また、「賃上げ支援助成金パッケージ」等支援メニューの周知を行います。

なお、最低賃金の引上げには、特に中小企業等の生産性向上が不可欠であることから、個々の企業のニーズに沿った支援を利用できるよう情報提供に努めるとともに、「愛媛働き方改革推進支援センター」のワンストップ相談窓口と連携して支援をします。

さらに、地域の政労使の代表者や地方公共団体の協力を得て、地方版政労使会議等を開催して意見交換を行うなど、賃上げに向けた機運の醸成に努めます。

●愛媛県地方版政労使会議（R8.2.16開催）において発表した以下の共同メッセージの内容に、会議構成員とともに取り組みます。

**令和7年度愛媛県地方版政労使会議
共同メッセージ**

私たちは、県民の生活水準の向上と県内経済の成長の好循環を生み出し、持続的な賃上げを実現するため、次の事項について、「オール愛媛」で取り組みます。

- 適切な価格転嫁の推進
労務費や原材料費等の上昇分が適正に取引価格に転嫁されるよう、「中小受託取引適正化法」、「労務費転嫁指針」及び「パートナーシップ構築宣言」の周知・普及拡大に取り組みます。
- 生産性向上支援
県内支援機関ネットワークによる事業者ニーズに応じた支援や、各種助成・補助制度の実施・活用により、生産性向上に向けた設備・人への投資促進に取り組みます。
- 産業DXの推進
先行事例の共有はもとより、DX認定の取得促進に係る支援や、県内大学等と連携したデジタル人材の育成等により、産業DXの推進に取り組みます。

**賃金引き上げ
特設ページ**

メニュー

- MENU1 賃金引き上げに向けた取り組み事例
- MENU2 地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索
- MENU3 賃金引き上げに向けた政府の支援情報

賃金引き上げ
特設ページはこちらから▶



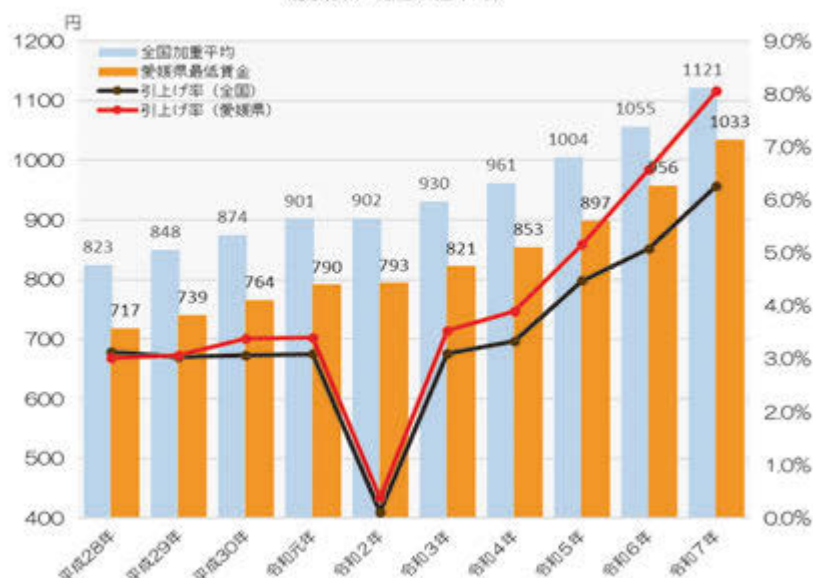
(2) 最低賃金制度の適切な運営

改正後の最低賃金額について、使用者団体、労働者団体等の協力を得て周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保に向け重点的な監督指導等を行います。



地域別最低賃金額と引上げ率の推移

(愛媛県/全国加重平均)



【愛媛県の最低賃金】

種 別	最低賃金額 (1時間)	改正発効 年月日
愛媛県最低賃金	1,033円	R7.12.1
特定最低賃金		
ハルプ、紙製造業	1,113円	R7.12.25
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,114円	R7.12.25
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,107円	R7.12.25
船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,136円	R7.12.25
各種商品小売業 (令和2年10月30日から愛媛県最低賃金が適用)	1,033円	R7.12.1

(3) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行います。また、労働局は、事業所訪問等を効率的に行い、パートタイム・有期雇用労働者又は派遣労働者の不合理な待遇差の解消に向けた指導等を行います。

改正が予定されている「同一労働同一賃金ガイドライン」等については、その円滑な施行・適用に向けて、周知・啓発に取り組みます。



▲多様な働き方の
実現応援サイト

(4) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換、年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりに取り組む事業主に対し、キャリアアップ助成金「正社員化コース」、「賃金規定等改定コース」、「短時間労働者労働時間延長支援コース」をはじめとした各コースの周知、活用勧奨を行います。

また、「愛媛働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口、コンサルティング、セミナーの実施等、非正規雇用労働者の処遇改善や短時間正社員制度の導入等に向けた支援に同センターと連携して取り組みます。

●愛媛働き方改革推進支援センター

経営者・人事労務担当の皆様
お悩みや課題は迷わずご相談ください。

- ✓ 時間外労働の上限規制(特に建設・運輸)
- ✓ 同一労働・同一賃金！(不合理な待遇差の解消)
- ✓ 人手不足解消に向けた人材の確保・定着
- ✓ 生産性向上による賃上げ
- ✓ 就業規則(36協定)
- ✓ 活用可能な助成金制度
- ✓ 年収の壁

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK！

無料



TEL 0120-005-262

Ⅱ リ・スキリング、労働移動の円滑化の推進

1 リ・スキリングによる能力向上支援

(1) 教育訓練給付による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、教育訓練給付制度の拡充について、様々な機会を捉えて積極的な周知を実施するとともに、理由を問わず電子申請を行うことができることについても引き続き周知を図ります。



(2) 愛媛県地域職業能力開発促進協議会の活性化

愛媛県地域職業能力開発促進協議会において、地域の訓練ニーズを把握し、訓練ニーズに適した公的職業訓練のコース設定を行うとともに教育訓練給付金の指定講座の拡大に活用し、必要な訓練機会の確保に努めます。

また、ワーキンググループにおいて、訓練効果の検証及び訓練カリキュラム改善策の検討、訓練機関等に対する訓練カリキュラムの見直しの要請など、地域の課題に沿った議論等を行い、効果的な人材育成の推進に努めます。

愛媛県地域職業能力開発促進協議会構成員



令和7年10月29日
第1回愛媛県地域職業能力開発促進協議会の風景

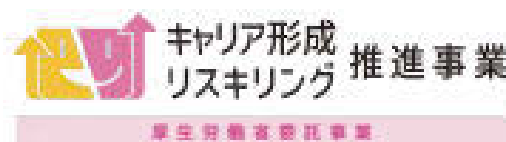
○労働者団体
○事業主団体

(事務局)
○愛媛労働局 ○愛媛県

○職業訓練・教育訓練実施機関
(専門学校・各種学校、
高齢・障害・求職者雇用支援機構、
リカレント教育実施大学等 等)

(3) キャリア形成・リスキリング推進事業の実施

労働者のキャリア形成やリ・スキリングに係る支援を推進するため、「キャリア形成・リスキリング支援センター」（厚生労働省委託事業）を周知するとともに、ハローワークに「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントによる相談を行います。



（４）求職者支援制度の活用促進

雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を促進するため、求職者支援制度の活用促進と訓練受講者の就職率の向上を図ります。そのため、各労働局及びハローワークにおいては、訓練受講者の状況に応じた効果的な就職支援によるマッチング機能の向上に係る取組を積極的に推進します。特に、eラーニング等のオンラインを活用した訓練の受講を希望する者に対しては、適切な情報提供、就職に向けた意識付けとともに、本人の求職条件に合致した就職可能性を考慮した受講勧奨を行います。

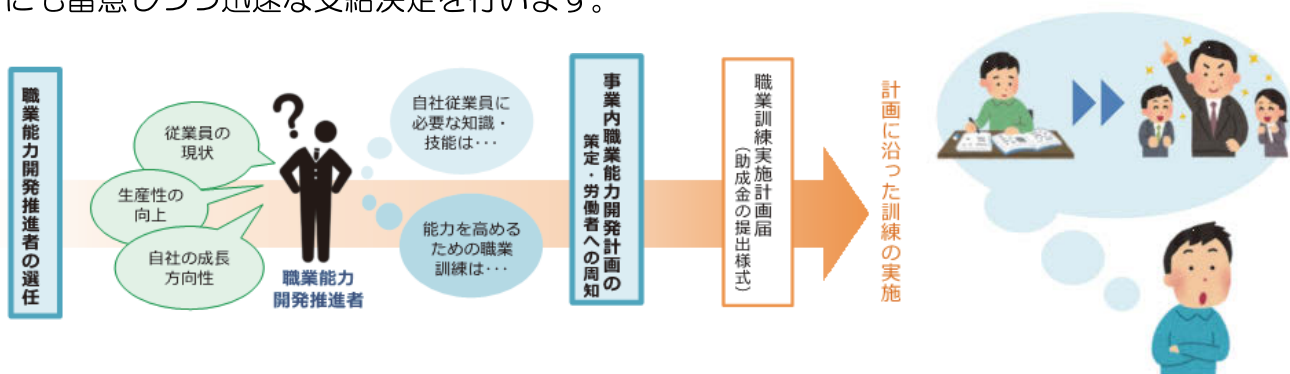


（５）公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

デジタル分野に係る公的職業訓練については、引き続き、地域の訓練ニーズの把握に努めるとともに訓練コースの設定促進を図ります。ハローワークにおいては、デジタル分野に係る公的職業訓練への適切な受講勧奨により受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、再就職の実現を図ります。特に、デザイン分野の就職率が低いことを踏まえ、本人の受講希望だけでなく、デザイン分野での就職可能性等について情報提供等を行い、本人の職業能力や求職条件等を踏まえた適切な受講勧奨を行います。

（６）人材開発支援助成金による人材育成の推進

人材開発支援助成金について、中高年齢者のための訓練の助成や設備投資助成を新設するとともに、教育訓練休暇に対する助成メニューを見直し、企業内での人材育成を支援します。また、人材開発支援助成金「事業展開等リスキリング支援コース」については、適正な執行にも留意しつつ迅速な支給決定を行います。



（７）全世代型リ・スキリングを促進する国民運動の実施

令和8年度から新たにリ・スキリングの重要性や必要性の認知・理解の促進を図るため、全国的な周知広報キャンペーンが実施されることから、関係機関や地域の先進的な取組の紹介、その他情報発信に取り組むなど、リ・スキリングの機運醸成につなげていきます。

2 成長分野等への労働移動の円滑化

(1) 「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場情報の見える化の促進

成長分野等への円滑な労働移動を実現するためには、「労働市場情報の見える化」を進め、マッチング機能の強化を図ることが重要であり、「job tag（職業情報提供サイト）」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、job tagの積極的な周知を行っていきます。また、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」及びこれを踏まえた「しょくばらぼ（職場情報総合サイト）」の利活用等について、周知を行っていきます。



▽ job tag



職業について、内容、就労する方法、求められる知識・スキルやどのような人が向いているか等が総合的にわかるサイト



▽ しょくばらぼ



個別企業の勤務実態などの働き方や採用状況、女性活躍関係の情報等を検索・比較できるサイト

(2) ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

ハローワーク職員に対し、キャリアコンサルタントの資格取得に関する研修等や資格取得を促進し、キャリアアップや転職に向けた相談支援の充実に取り組みます。加えて、より多くの求職者に対して、ハローワークが実施している各種サービスの利用促進を図るため、SNS等（LINE、Instagram、YouTube）を活用し周知、広報に取り組みます。



(3) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

「雇用対策協定」を締結している宇和島市、西予市、大洲市において、国と地方が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を行うとともに、「雇用対策協定」の締結を行っていないその他の市町についても、締結を促進し、地域の実情に応じた適切な支援を行います。

(4) 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

都市部から愛媛県への移住を伴う再就職支援については、個々のニーズに応じた支援を行うとともに、地方自治体が主催する移住フェアに参加するなど移住に関心がある方も含めた支援に継続的に取り組みます。



令和8年2月1日
えひめまると移住フェスin大阪の風景

Ⅲ 人手不足対策

1 医療・介護・保育分野における医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト等

(1) アウトリーチ支援による求人充足支援の強化

「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」と銘打ち、全ハローワークにおける最重要事項として、医療・介護・保育分野の事業所へのアウトリーチによる求人充足支援に取り組めます。これらの分野において令和7年度に実施した集中的な充足対策の取組を更に強化し、事業所訪問により雇用管理指導援助も含めた求人充足支援を実施します。

また、ナースセンター、福祉人材センター、保育士・保育所支援センター等の関係機関や地域の関係団体、養成校等とも連携して、人材確保を促進します。

(2) 雇用仲介業者（職業紹介業者、募集情報等提供事業者）への対応

労働局に設置した『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』において、相談窓口に寄せられた情報を基に必要な対応を行うとともに、窓口の周知に努めます。

職業紹介事業者については、「人材サービス総合サイト」において、これまで公表させていた就職実績や離職状況に加えて、職種毎の平均手数料率の実績を公開するよう義務化し、事業の見える化を図っているため、適切に履行されるよう取り組みます。

(3) 関係団体との連携

令和8年1月から3月にかけて、医療・介護・保育分野におけるハローワークの更なる利用勧奨や、職業紹介事業者等との間で生じたトラブル事例の把握を目的とし、労働局による関係団体の都道府県組織への訪問を実施しました。これらの分野の人材確保に当たって、継続した関係構築は重要であるため、都道府県組織からの相談について適切に対応する等、関係の維持・構築に努め、適切に連携していきます。

2 その他の分野における人手不足対策等

(1) その他の人材不足分野におけるマッチング支援

建設・運輸・警備分野などにおいても人材不足は深刻な課題であり、こうした分野におけるマッチング支援を強化するため、人材確保対策推進協議会の場も活用し、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援（セミナー・説明会・面接会等）の充実を図るとともに、ハローワーク松山の「人材確保対策コーナー」を中心に、労働局制作の「人材不足分野の魅力発信動画」を活用した周知広報による潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。



(2) いわゆる「スポットワーク」雇用仲介事業者への対応

アプリを使用して短時間・単発の仕事を仲介するいわゆる「スポットワーク」の雇用仲介事業者には法違反が認められた場合には、適切に指導します。

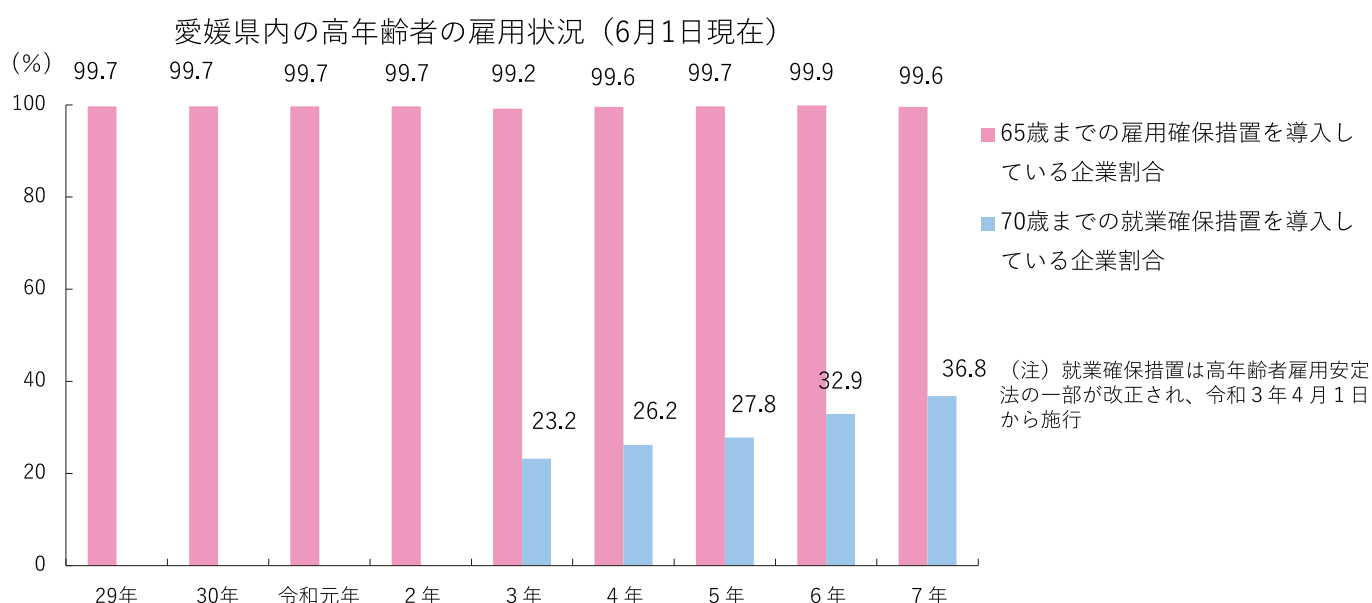
IV 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材の活躍促進

(1) 高齢者の活躍促進

①70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢者の処遇改善を行う企業への支援

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図ります。また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の70歳雇用推進プランナー等による提案型の相談・援助と連携した支援を行います。



②ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

松山・今治・宇和島の各ハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」においては、高齢者に寄り添った丁寧なキャリアコンサルティングを心掛けるとともに、これまでの就労経験やスキル、高齢期の多様なニーズを踏まえ、職業生活の再設計に係る支援や、高齢者向けの求人開拓、雇用情報提供、マッチングの強化等、総合的な就労支援を実施します。また、公益財団法人産業雇用安定センター愛媛事務所が行う「高齢退職予定者キャリア人材バンク事業」との連携を行います。

③シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保

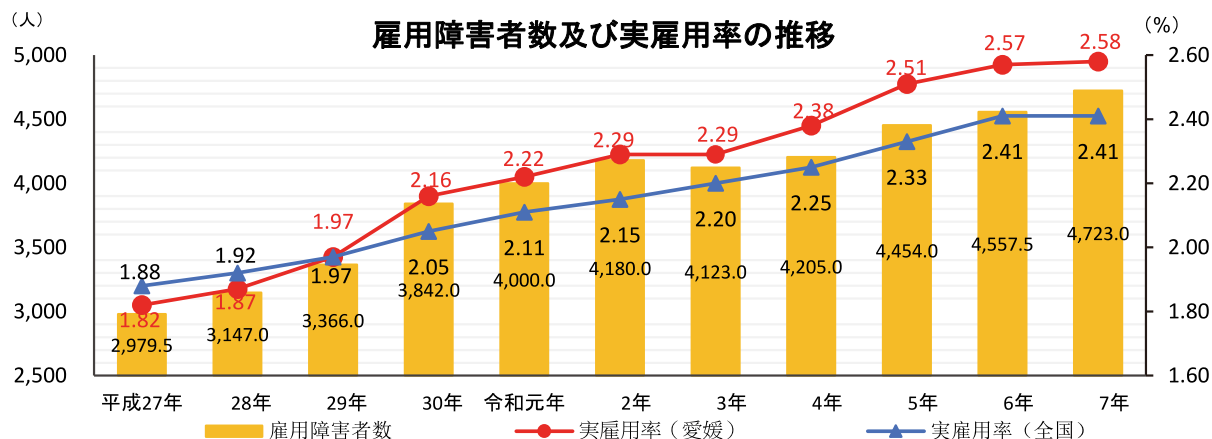
高齢者の多様な就業ニーズに対応するため、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者には、シルバー人材センターへの誘導を行います。

(2) 障害者の就労支援

①ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援

現行2.5%となっている法定雇用率が令和8年7月に2.7%へ引上げが行われる予定であることから、新たに雇用義務が生じる企業への周知・啓発を実施し、障害者の計画的な雇入れを促進します。

愛媛県と共同で作成した「障害者雇用促進プラン」に基づく取組を通じ、障害者雇用に対する企業の理解と関心を高めるとともに、障害者の就労支援において就業面及び生活面における一体的な支援を実施する障害者就業・生活支援センターとの連携を図ります。

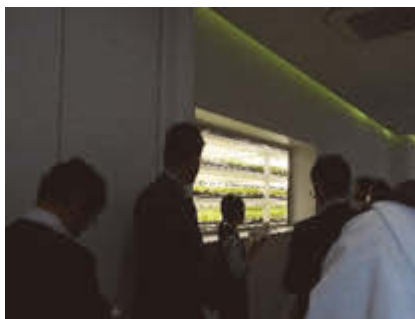


②福祉・教育・医療から雇用への移行推進事業の積極的な取組

企業と障害者やその保護者、就労支援機関・特別支援学校の教職員の企業での就労に対する不安感等を取り除くとともに、企業での就労への理解促進を図るため、地域のニーズを踏まえて、就労支援セミナー、企業見学会、就労移行支援事業所等の見学会及び職場実習を推進します。



R7.7.5 えひめアビリンピック2025での「障がい者雇用促進セミナー」



R7.10.28 もにす認定企業において企業見学会・就労支援セミナー



R7.7.28 特別支援学校技能検定に併せた「障がい者雇用促進セミナー」



障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）

令和7年12月末現在認定件数：4件

③精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

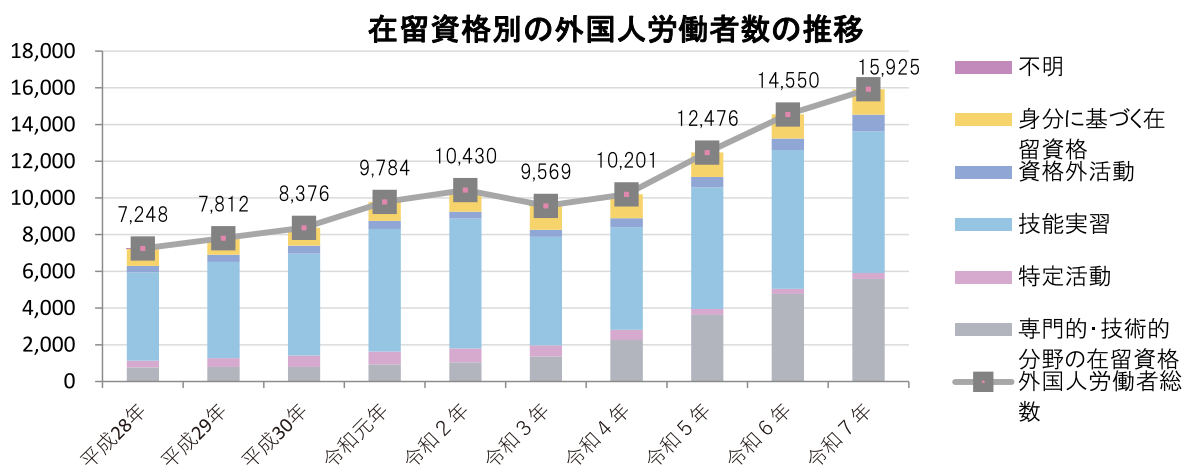
精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。

また、都道府県等と連携のうえ、障害者の職業訓練の周知や受講勧奨、就職支援等を実施します。

(3) 外国人求職者への就職支援等

①外国人求職者等に対する就職支援

ハローワークにおいて、多言語対応コールセンターや多言語音声翻訳機器等を活用し、多様な外国人求職者に対する相談支援体制の整備を図ることで、きめ細やかな就職支援を行います。



②外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、ハローワークによる事業所訪問や労働局及びハローワークによる事業主向けの外国人雇用管理セミナーの実施等を通じて、適正な雇用管理に関する助言・援助等を積極的に実施します。

また、外国人雇用状況届出制度の適正な対応を行うとともに、各種法令違反が疑われる事案を把握した場合には、速やかに関係機関への情報提供を行います。



令和8年2月18日 令和7年度愛媛労働局外国人雇用管理セミナーの風景

(4) 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

ハローワーク松山に就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者向けの専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援など、就職から職場定着まで一貫した支援を、それぞれの専門担当者によるチーム制で実施します。

(5) 若者への就労支援

①愛媛県地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への就労支援

愛媛県地域若者サポートステーションにおいて、15歳から49歳の就労に当たって課題を抱える無業者の方々に対し、地方公共団体その他関係機関とも連携しながら、職業的自立に向けた専門的相談等の支援を実施します。



②新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援

就職活動に困難な課題を抱える新規学卒者等を重点的に支援することとし、学校と新卒応援ハローワーク等の情報共有により支援対象者の早期把握を図るとともに、専門家や関係機関とも連携した支援チームを設置し、心理的なサポートや就職後の職場定着も含めた総合的な支援を実施します。



新卒応援ハローワーク
窓口の様子



ハローワーク見学会の様子
各イベントを随時開催中



会社説明・面談会
(8/26 愛媛県商工会連合会)



ハローワーク利用促進を目的
とした学園祭への出店
(11/9 松山東雲大学学園
祭の様子)

③正社員就職を希望する若者への就職支援

正社員就職を希望する若者（35歳未満で安定した就労の経験が少ない求職者）を対象に、わかものハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制の職業相談、個別支援計画に基づくきめ細かな就職支援、職業訓練の活用による能力開発支援、就職後の定着支援の実施など、ステップアップ型の計画的で一貫した支援を通じて正社員就職の実現を図ります。

また、企業と若者求職者とのマッチング向上を図るため、若者の採用・育成に積極的かつ雇用の状況が優良な企業を認定する「ユースエール認定制度」を推進します。（令和8年1月末現在、愛媛県内の30企業を認定）



【愛媛労働局HP：
ユースエール認定制度】



（6）雇用保険制度の適正な運営

雇用保険について、雇用失業情勢や働き方の多様化の進展等、制度を取り巻く諸情勢に的確に対応し、雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、給付業務では雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた的確な失業認定や適正な給付を行うとともに、適用業務ではオンライン申請の利用促進や未手続事業・労働者の把握・解消に向けた計画的な取組を行います。

2 女性活躍推進に向けた取組促進等

(1) 男女間賃金格差等に係る情報公表を契機とした女性活躍推進等

募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における男女差が、性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の確実な履行確保を図ります。

併せて、男女間賃金差異等の情報公表が義務付けられる事業主に対して、その要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善により、一層の女性活躍推進に向けた取組を促します。

情報公表に当たっては、「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨を図ります。

令和7年6月に成立した改正女性活躍推進法について、労使に十分に理解されるよう周知に取り組みます。

また、計画的な事業場訪問等により、改正法の内容に重点を置いた法の確実な履行確保を図ります。



～女性活躍推進法の改正ポイント～ 施行日：令和8年4月～

- 1 法律の有効期限が令和18年（2036年）3月31日までに延長（令和7年6月～）
- 2 「男女間賃金差異」、「女性管理職比率」の情報公表義務化（従業員101人以上企業）
- 3 プラチナえるぼし認定の要件追加 など

愛媛労働局管内の認定状況
えるぼし認定企業 17社
(令和8年1月末現在)



愛媛局管内
の認定企業

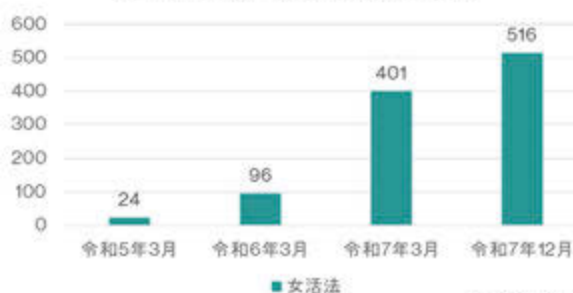


一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業が、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である（えるぼし）、特に優良である（プラチナえるぼし）場合に認定。認定マークを企業のPRに活用できるほか、公共調達で加点評価を受けられます。

愛媛県内においては、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等が努力義務である従業員100人以下企業においても、積極的に女性活躍推進に取り組む企業が増加しています。実効ある女性活躍推進を進めるため、引き続き愛媛県（ひめボス認証制度運用）等と連携しながら、さらなる女性活躍推進に向けた企業の取組支援を行います。

女性の健康課題については、両立支援等助成金の活用等により取組を推進します。

届出企業数（従業員100人以下）



ひめボス認証企業▶



(2) マザーズコーナー等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

子育て中の女性等を対象としたハローワークの専門窓口（マザーズコーナー）において、一人ひとりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携してアウトリーチ型支援を強化します。

また、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保及び各種就職支援サービスのオンライン化を推進します。

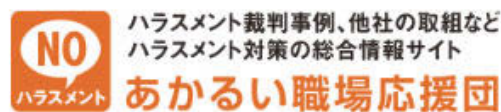
3 総合的なハラスメント防止対策の推進

(1) 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

労働者や事業主等からの職場におけるハラスメントに関する相談対応を行います。

相談等により、ハラスメント防止措置を講じていない等の法違反の可能性のある事業主に対し、厳正な指導を実施します。

また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して、ウェブサイト「あかるい職場応援団」等の各種ツールの活用促進を図ります。



愛媛労働局管内で受付したハラスメント相談件数

	セクハラ	マタハラ等	パワハラ
令和5年度	89件	52件	725件
令和6年度	110件	30件	823件
令和7年度 (令和7年12月末)	63件	12件	552件

♪南海放送ラジオ♪
「ニュースな時間」
労働局の旬の情報を
毎月1回発信中

放送予定は
こちらから▶



(2) カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の推進



令和8年10月施行

カスタマーハラスメント対策の義務化
求職者等に対するセクハラ対策の義務化

令和7年6月に労働施策総合推進法等が改正されたことから、改正内容について周知に取り組むとともに、施行後は着実な履行確保を図ります。

(3) 職場におけるハラスメントに関する周知・啓発の実施

職場におけるハラスメント撲滅に向け、例年12月に実施している「ハラスメント撲滅月間」を中心として、労使団体等と連携して周知に取り組めます。

愛媛働き方改革推進支援センターで実施する、従業員向けハラスメント防止対策セミナーについて、当月間において集中的に周知・広報を実施し、ハラスメント防止に対する企業の取組を促進します。

実績：447事業所（令和8年1月末時点）



4 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

(1) 仕事と育児・介護の両立支援

●育児・介護休業法の周知及び履行確保

令和7年10月に全面施行された改正育児・介護休業法について、労使団体と連携して周知に取り組むとともに、報告徴収等により着実な履行確保を図ります。



●男女とも仕事と育児を両立しやすい環境整備に向けた企業の取組支援

企業の取組事例や「企業版両親学級開催マニュアル」等の研修資料等について広く周知するため、「トモイクプロジェクト」の活用促進を図ります。

育児休業中の業務代替労働者への手当の支給や代替要員の新規雇用等、事業主に対する両立支援等助成金の活用を推進します。



●仕事と介護の両立ができる職場環境整備

介護離職を防止するための介護の両立支援制度の周知の強化等を内容とする改正法の内容について、事業場訪問等により着実な履行確保を図ります。

円滑に介護休業等を取得・職場復帰させた事業主等に対する両立支援等助成金の活用促進を図ります。

●次世代育成支援対策の推進

次世代法に基づく一般事業主行動計画策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、常用労働者数101人以上の義務企業の届出等の徹底を図ります。

あわせて、令和7年4月から「くるみん」認定基準が引き上げられたこと等の周知とともに、新基準を満たした企業の認定の取得促進に向けた働きかけを行います。

企業の実行ある行動計画の策定を支援するため、両立支援等に積極的に取り組む企業の好事例をホームページで積極的に周知・広報します。

愛媛労働局管内の認定状況

プラチナくるみん認定 5社 くるみん認定 56社
(令和8年1月末現在)



愛媛局管内
の認定企業



(2) 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの推進



働き方改革の促進等のため、企業等に対し事例の提供等による更なる周知等を行うなど、制度の導入・定着促進等を図ります。

業種別ワークショップを開催し、企業担当者と意見交換を行うとともに、働き方改革に向けた各種制度等の活用等支援を行います。

◀写真は7年度のワークショップ開催状況

5 安全で健康に働くことができる環境づくり

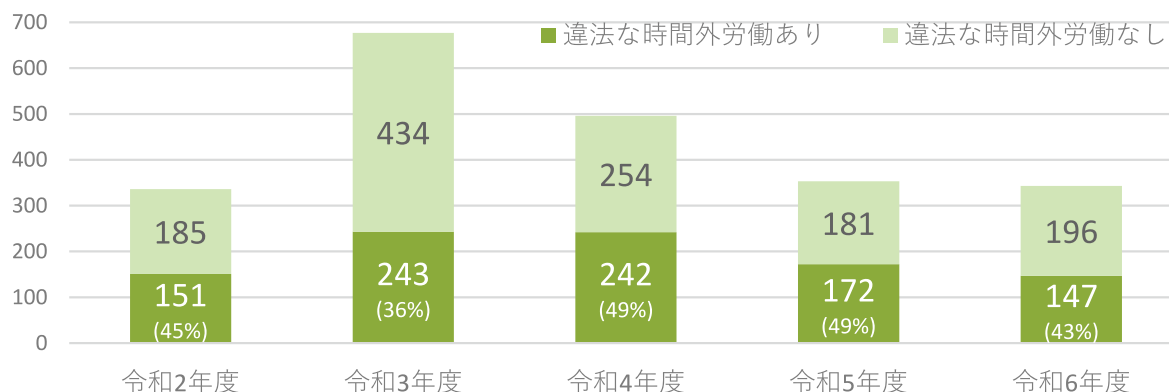
(1) 長時間労働の抑制

① 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導等を実施します。

時間外・休日労働が1か月あたり80時間を超えていると考えられる

事業場等への監督件数（愛媛）



② 中小企業・小規模事業者等に対する支援

「働き方改革推進支援センター」と連携しつつ、働き方改革推進支援助成金による支援を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる助言等を行います。

各監督署の「労働時間相談・支援班」が実施する説明会や個別訪問により、長時間労働の是正に向けた自主的な取組の促進などを図ります。



③ 令和6年度適用開始業務等への労働時間短縮に向けた支援

特設サイト「はたらきかたススめ」を通じて必要な周知を行うとともに、建設業、トラック運転手については、関係省庁とも連携し、工期設定に関する好事例の共有や、発着荷主等に対して長時間の荷待ちをさせないことの要請などを行います。

医師については、他職種との業務分担等の取組を支援するため、医療勤務環境改善支援センターによるきめ細やかな相談対応、助言を行います。



④ 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・委託事業者の働き方改革に伴う中小受託事業者への「しわ寄せ」については、例年11月に実施している「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に集中的な周知啓発を行うなど、関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努めます。

監督指導の結果、中小受託事業者の労働関係法令違反の背景に、代金の支払い等に関する委託事業者の法違反が疑われる場合には、関係省庁に確実に通報します。



(2) 労働条件の確保・改善対策

① 法定労働条件の確保等

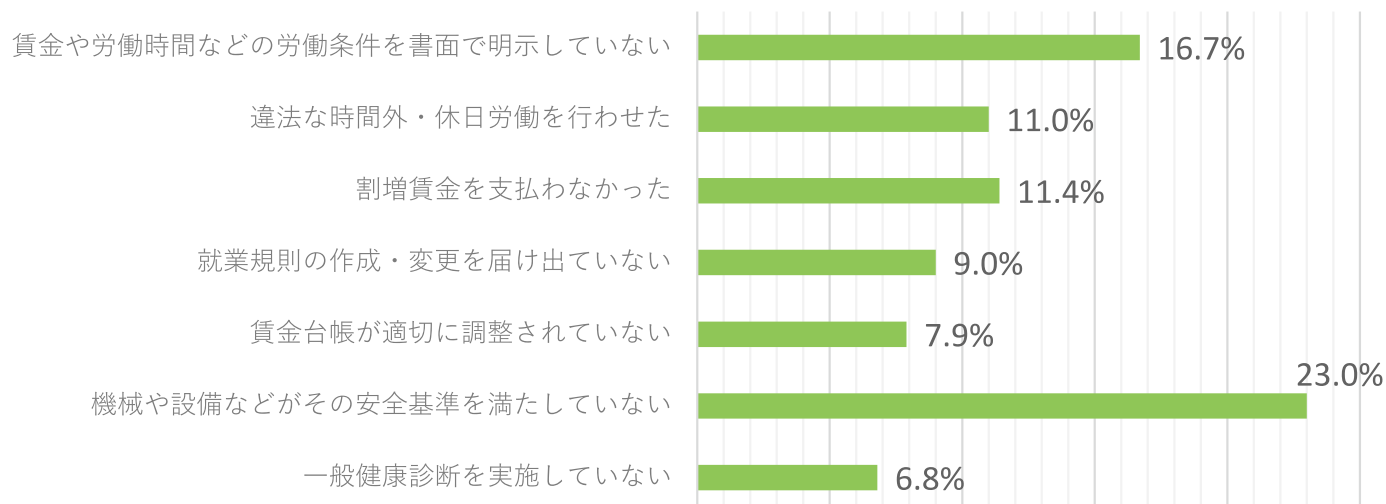
監督指導、説明会等の各種行政手法を用い、適切な労働時間管理、裁量労働制の適正運用、労働条件の明示をはじめ、法定労働条件が確保されるよう取り組みます。

重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

② 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

外国人労働者、自動車運転者、障害者の法定労働条件を確保するにあたっては、関係機関と着実に連携しつつ、取組を進めます。

定期監督等における主な法違反の割合（愛媛：令和6年）



(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

① 法改正への対応

改正労働安全衛生法等の円滑な施行に向け、個人事業者、高齢者等に対する労働災害防止対策をはじめとした改正内容の周知と履行確保に取り組みます。



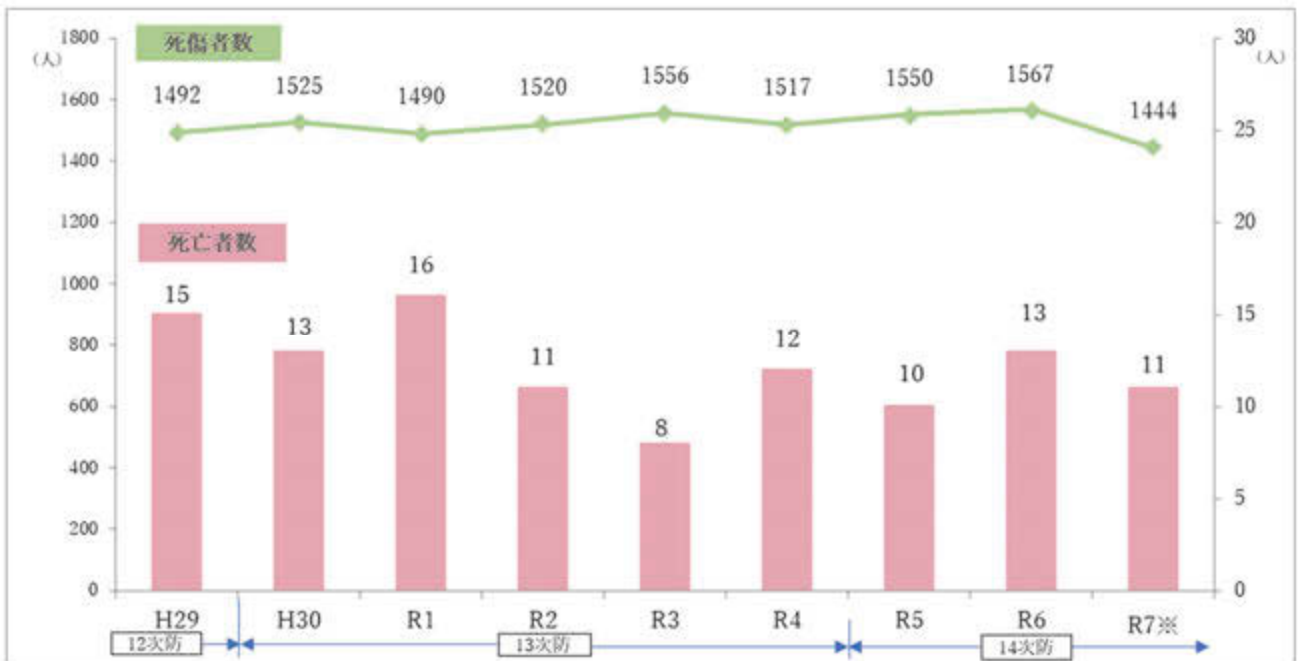
② 愛媛第14次労働災害防止推進計画に基づく取組の推進

「愛媛第14次労働災害防止推進計画」に基づき、建設業や第三次産業をはじめとした労働災害防止対策、メンタルヘルス・健康確保対策等を一層推進します。
(計画期間 令和5年度から令和9年度までの5年間)

【基本目標】

死傷者数：令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少する。

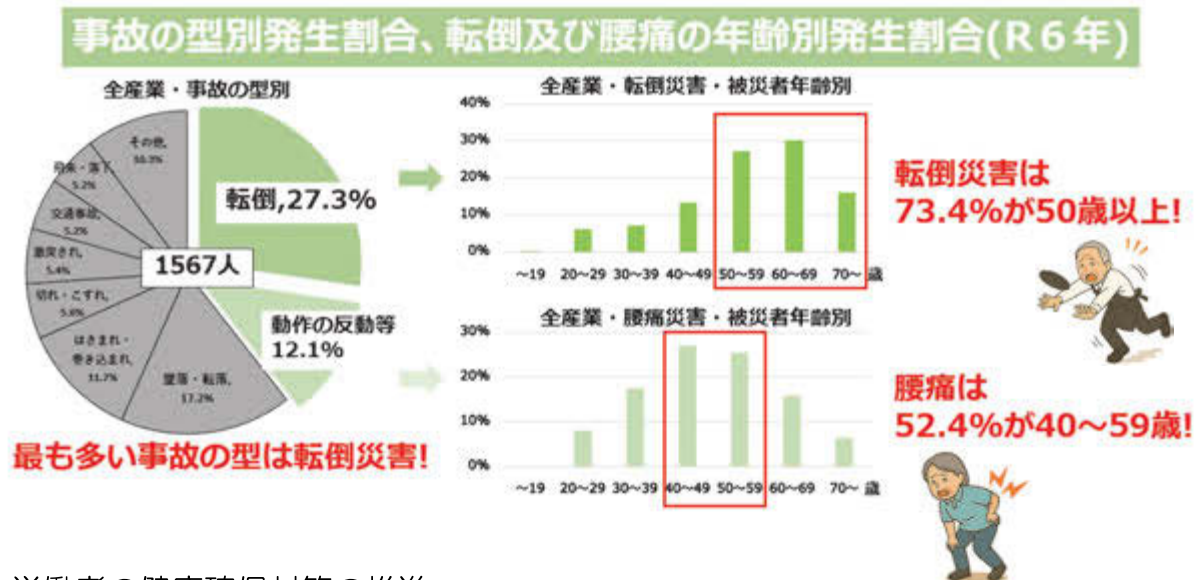
死亡者数：過去最少(令和3年8人)を更新する7人以下を達成する。



※R7 は令和7年12月末現在の速報値

③ 高齢労働者をはじめとした行動災害防止対策

＋Safe協議会、高齢者の労働災害防止のための指針、エイジフレンドリー補助金等を活用しつつ、行動災害防止の取組促進を図ります。



④ 労働者の健康確保対策の推進

ストレスチェックをはじめとするメンタルヘルス対策等が各事業場で適切に実施されるよう、指導を行います。

また、愛媛地域両立支援チームにおける取組の推進等により、令和8年4月から事業者の努力義務となった治療と仕事の両立支援に係る取組の一層の促進を図ります。

両立で仕事を続けられるかお悩みの方へ
治療を受けながら働くことができます。

ちゅうようじごと

治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援にかかる説明会

愛媛治療と仕事は両立企業宣言書

愛媛 “治療 + 仕事 = 両立” 企業宣言

愛媛県内の23企業が宣言

⑤ 化学物質等による健康障害防止対策

危険・有害性のある全ての化学物質（約2,900物質）が自主的管理の対象となることを踏まえ、事業者によるリスクアセスメントの履行確保に取り組みます。

また、労働者の石綿ばく露を防止するため、作業開始前の事前調査、作業時におけるばく露防止措置の徹底等を図ります。



⑥ 熱中症予防対策の推進

熱中症の自覚症状がある場合等の報告体制の整備、重篤化を防止するために必要な措置等について、周知及び履行確保を図ります。

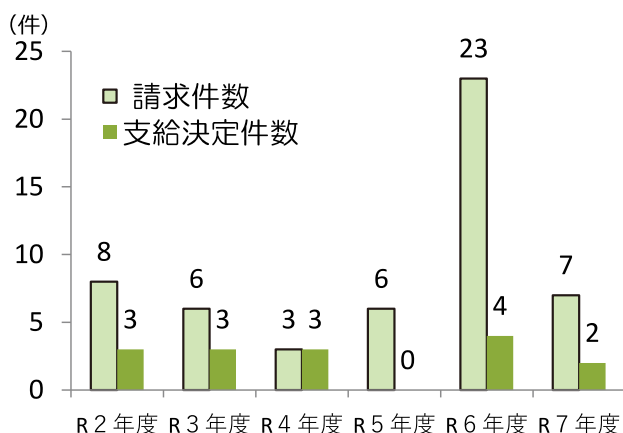


（４）労災保険給付の迅速かつ適正な処理

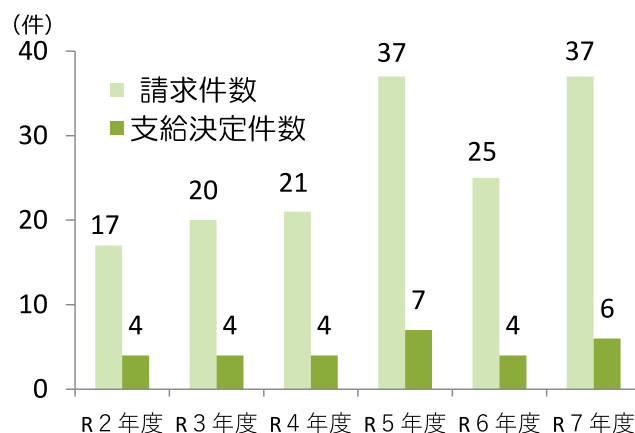
労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷または病気になった場合、ご本人やご遺族が必要な保険給付等を迅速に受けられるよう、効率的な事務処理に努めます。

特に、社会的関心が高い過労死等事案（脳・心臓疾患、精神障害）については、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

脳・心臓疾患に係る労災請求・支給件数の推移



精神障害に係る労災請求・支給件数の推移



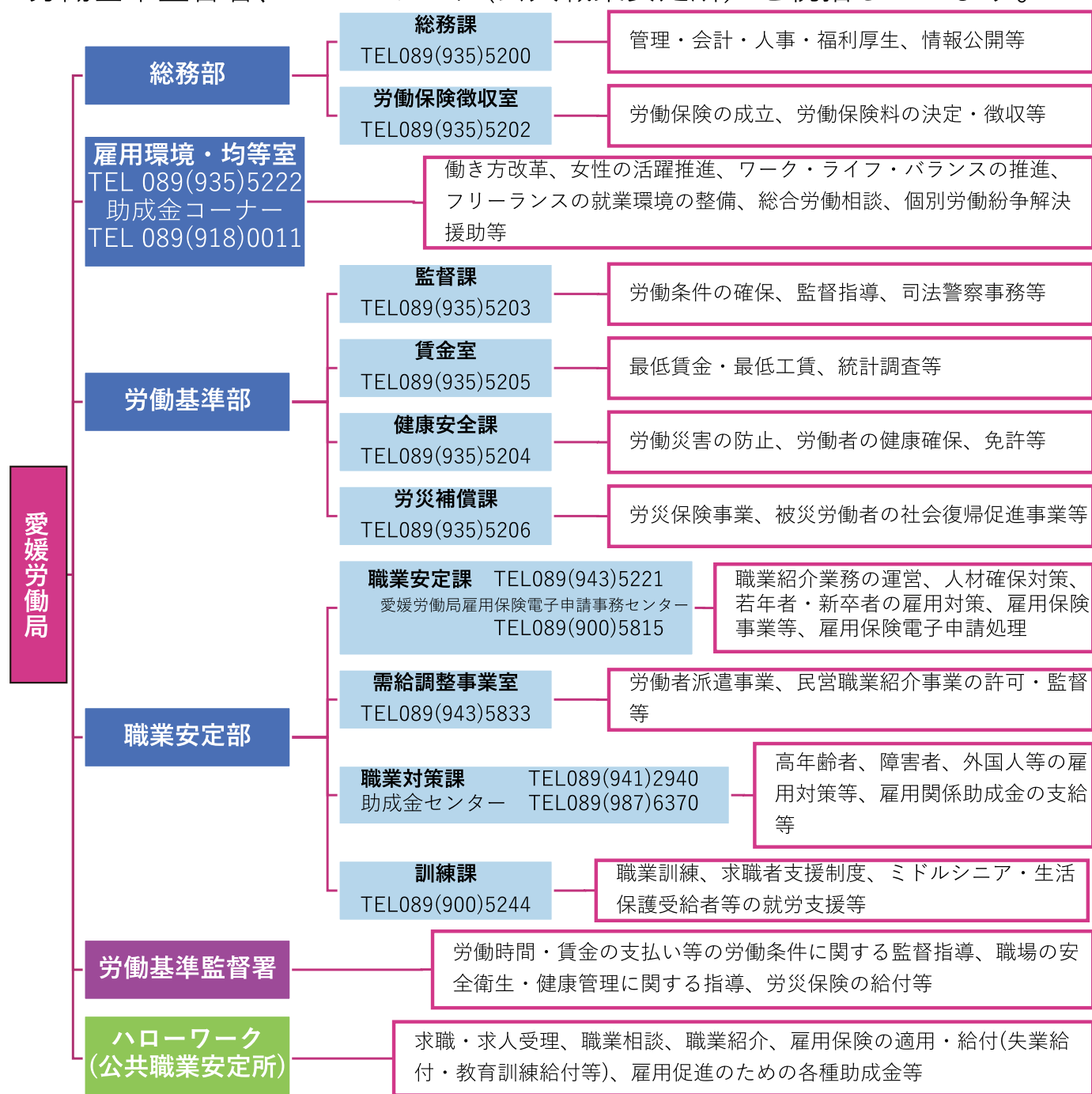
※令和7年度の数値は、令和7年12月末時点の速報値

愛媛労働局の組織と業務内容

〒790-8538

松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5階、6階

愛媛労働局は、愛媛県における国の労働行政機関(厚生労働省)として、労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)を統括しています。



労働基準監督署やハローワーク、総合労働相談コーナーをご利用の方又は相談内容から相談先を探したい方はこちらから▶

